別表第二号第三の一の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード	
	□従たる目的

に改め、別表第二号第三の注(8)を同注(10)とし、同注(7)を同注(9)とし、同注(6)の次に次のように加える。

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8)　船舶局にあつては、電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

別表第二号第三の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号第三の表注43を同注44とし、同注16から同注42までを一つずつ繰り下げ、同注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号第四の表中

14　無線局の目的コード	

を

14　無線局の目的コード			
		□従たる目的	□従たる目的

に改め、同表注28(7)を同注(8)とし、同注(6)の次に次のように加える。

(7)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

別表第二号第四の注15を次のように改める。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

別表第二号第四の表注31を同注32とし、同注16から同注30までを一つずつ繰り下げ、同注15の次に次のように加える。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

別表第二号第五の表備中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改め、同表の一の表中

14　無線局の目的コード			
15　放送事項	コード［　］	コード［　］	コード［　］
	コード［　］	コード［　］	コード［　］

を

14　無線局の目的コード	

に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に改め、同表の二の表中「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に、「30」を「29」に、「31」を「30」に、「32」を「31」に、「33」を「32」に

34　事業計画等	
	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項 □(5)　10分の１を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は３分の１以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項 □(6)　役員に関する事項 □(7)　放送番組の編集の基準 □(8)　放送番組の編集に関する基本計画 □(9)　週間放送番組の編集に関する事項 □(10)　放送番組の審議機関に関する事項 □(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 □(12)　災害放送に関する事項 □(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(14)　試験の方法及び具体的計画 □(15)　放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(16)　将来の事業予定 □(17)　事業収支見積り □(18)　放送番組の主たる利用見込者 □(19)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

を

33　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
34　放送法第２条第24号の基幹放送局設備の範囲	
35　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

に、